



接続約款変更届出書

東相制第10-00026号
平成30年6月19日

総務大臣
野田 聖子 殿

郵便番号 163-8019

とうきょうとしんじゅくにししんじゅくさんちょうめ

住所 東京都新宿区西新宿三丁目19-2

名称及び代表者の氏名

ひがしにっぽんでんしんでんわかぶしきがいしゃ

東日本電信電話株式会社

やまむら 一郎

代表取締役社長 山村 一郎

登録年月日及び登録番号

平成16年4月1日 第233号

電気通信事業法第33条第7項の規定により、別紙のとおり接続約款を変更するので届け出ます。

実施期日	届出後、速やかに実施します。
------	----------------

電気通信事業法第33条第7項に基づく第1種指定電気通信設備との接続に関する契約約款の一部改正

旧	新
	<p><u>別添に示す接続形態を別表2に追加する。</u></p> <p><u>附 則</u> <u>この改正規定は、届出後、速やかに実施します。</u></p>

2-2 D S L回線以外との接続形態別利用者料金請求、網使用料支払事業者等

N.O.	第1表		
	発信事業者	経由事業者	着信事業者
167-6	当社	中継事業者及び当社等	端末系事業者
310-17	特定端末系事業者	中継事業者及び当社等	端末系事業者
443-16	P H S事業者	中継事業者及び当社等	端末系事業者
479-20	端末系事業者	中継事業者及び当社等	端末系事業者
509-15	携帯・自動車電話事業者	中継事業者及び当社等	端末系事業者
509-16	携帯・自動車電話事業者	中継事業者及び当社等	端末系事業者

番号	第2表（参考）		第3表 利用者料金請求事業者	第4表 網使用料支払事業者	備考欄
	利用者料金設定事業者	利用者料金請求事業者			
D 1	中継事業者（発側から1社目の中継事業者）	中継事業者（発側から1社目の中継事業者）及び当社	中継事業者（発側から1社目の中継事業者）	中継事業者（発側から1社目の中継事業者）	中継事業者の特定番号着信機能サービスを利用する場合に限ります。
D 1	中継事業者（発側から1社目の中継事業者）	中継事業者（発側から1社目の中継事業者）及び特定端末系事業者	中継事業者（発側から1社目の中継事業者）	中継事業者（発側から1社目の中継事業者）	中継事業者の特定番号着信機能サービスを利用する場合に限ります。
D 1	中継事業者（発側から1社目の中継事業者）	P H S事業者	中継事業者（発側から1社目の中継事業者）	中継事業者（発側から1社目の中継事業者）	
D 1	中継事業者（発側から1社目の中継事業者）	中継事業者（発側から1社目の中継事業者）及び端末系事業者（発信事業者）	中継事業者（発側から1社目の中継事業者）	中継事業者（発側から1社目の中継事業者）	中継事業者の特定番号着信機能サービスを利用する場合に限ります。
D 1	中継事業者（発側から1社目の中継事業者）	携帯・自動車電話事業者	中継事業者（発側から1社目の中継事業者）	中継事業者（発側から1社目の中継事業者）	
D 1	中継事業者（発側から1社目の中継事業者）	中継事業者（発側から1社目の中継事業者）及び携帯・自動車電話事業者	中継事業者（発側から1社目の中継事業者）	中継事業者（発側から1社目の中継事業者）	中継事業者の特定番号着信機能サービスを利用する場合に限ります。